

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第2号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 4月～8月の相談件数は3,601件で、前年同時期(3,586件)と比べ横ばい!

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求!

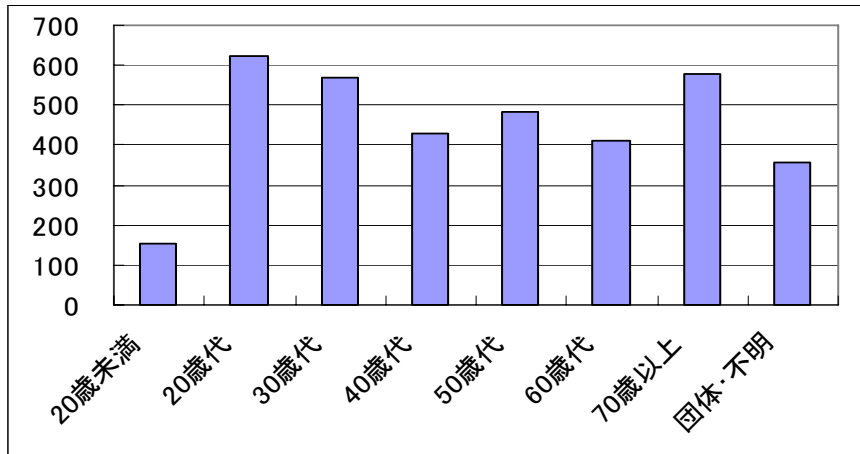
相談ベスト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,205	33.5%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	251	7.0%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	105	2.9%	浄水器
家屋修繕工事	86	2.4%	屋根, 床下工事, 設備工事
書籍・印刷物	80	2.2%	同窓会名簿, 紳士録
理美容	78	2.2%	エステサービス
教室・講座	78	2.2%	英会話教室
電報・電話	76	2.1%	通話料, パケット通信料
文具・事務用品	76	2.1%	電話機類, パソコン機器類
その他	1566	43.5%	
合計	3,601	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	152	623	570	428	482	410	578	358	3,601
構成比	4.2%	17.3%	15.8%	11.9%	13.4%	11.4%	16.1%	9.9%	100%



※ 借家退去時の敷金返還に関するトラブル

借家を退去するに当たって、原状回復を行う費用を負担させられて、その分の敷金が返却されないという相談が多く寄せられています。

一般的に、通常の使用により生じた自然損耗に要する費用は家主が負担し、借主の故意、過失により生じた住宅の汚損、破損等に要する費用は借主が負担することになりますが、状況により判断が難しいケースも生じます。

最近では、退去時に一定額の敷金を返還しないこととする敷引特約に関する訴訟において、この特約を無効とする判例が出ています。

賃貸契約を行う際には、(財)不動産適正取引推進機構が発行している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「住宅賃貸借契約の手引」などを参考にしながら、契約書にできるだけ詳細に負担区分を規定し、入居時の写真を撮っておくといったことが退去時に役立つといえるでしょう。

参 考

(財)不動産適正取引推進機構：<http://www.retio.or.jp/>

国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/>

2 緊急情報

※ 電動スクーター及び電動車いす用リチウムイオンバッテリーに関する注意喚起 (新着)

ヤマハ発電機株式会社が製造・販売している電動スクーターに使用されているリチウムイオンバッテリーの発煙トラブル(電動車いすでも使用)に関する注意喚起を行なっています。⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061005004/dendou-press-release.pdf>)

※ シュレッダーに関する注意喚起について

シュレッダーによる指切断事故(アイリスオーヤマ株式会社, カール事務器株式会社)に関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

アイリスオーヤマ: (http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20060823_1.html)

カール事務器: (http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20060823_2.html)

※ 電子レンジ加熱式湯たんぽに関する注意喚起について

電子レンジで加熱して使用する湯たんぽ((株)ADEKA, (株)タカラトミー)の火傷事故に関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061002006/20061002006.html>)

3 お知らせ

※ 市民料理教室「京風おせち料理」の開催について

市民の皆様の食生活の充実を図るとともに、生鮮食品の流通の現状、食文化継承の重要性等について広く知っていただくために、市民料理教室を開催します。

- ・日 時:平成18年12月8日(金), 9日(土) 各日とも午前9時30分から正午まで
- ・会 場:京都料理専修学校(京都市中京区三条通柳馬場)
- ・定 員:各日とも100名(市内在住の方, 申込み多数の場合は抽選)
- ・申 込:往復ハガキに氏名, 年齢, 住所, 電話番号, 希望日(どちらか一方)と参加希望者全員の氏名と年齢を明記し, 京都水産協会までお申込みください。

(〒600-8847 下京区朱雀分木町 京都市中央卸売市場第一市場内)

- ・参加費用:500円(材料費の一部)
- ・締 切:11月24日(金)必着 ※一枚のハガキで複数の申込可

※ 「くらしのなっとくゼミナール」の開催について

11月29日(水)に、市民生活センターにおいて、第3回くらしのなっとくゼミナール「おしえて！食品表示のあれこれ」を開催します。多数の市民の方の御参加をお待ちしています。(先着80名。定員に達し次第締め切ります。)

⇒お申込み・お問い合わせ先は、京都いつでもコールへ

電話：075-661-3755 FAX：075-661-5855

電子メール：パソコン (<http://www.city.kyoto.jp/koho/cc/>)

携帯電話 (<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>)

送信フォームをご利用ください。

※ 京都市消費生活基本計画の策定について

本市ではこのほど、「京都市消費生活基本計画」を策定しました。これは、昨年10月に施行した京都市消費生活条例の理念である「消費者権」の実現を目指し、消費生活審議会での議論や市民の皆さんからのご意見を踏まえて策定したものです。計画期間は平成22年度までの5年間で、「安心・安全な消費生活環境の整備」「消費者被害の救済」などの5つの基本方針を定めています。

今後、同計画の着実な推進を図り、安心安全な消費生活を守るための取組を充実・強化していきます。

詳しくは市役所案内所、区役所・支所などで無料配布中のパンフレットか、市民生活センターホームページをご覧ください。

悪質業者から身を守る 6つの心得

- 1 見知らぬ人の親しげな訪問、接近は要注意。簡単にドアを開けない。
- 2 甘い言葉に御用心。うまい話はまず疑う。
- 3 預貯金、家族構成などのプライバシーは明かさない。
- 4 納得できるまで説明を受け、署名や押印は慎重に。
契約書は必ず受け取り、よく読んで大切に保管しておく。
- 5 「結構です」、「いいです」といった曖昧な言葉は使わない。
必要なければキッパリ「いらない」と断る。
- 6 一人で決めず、契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談する。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民生活センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

* 悪質商法の手口や対処法の詳細については、当センターのホームページ (<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ：

257-9002 午前10時から午後4時